

～新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策～
飲食事業者の業態転換支援

申請受付期間・助成対象期間を延長します！

都内飲食事業者を対象とした【飲食事業者の業態転換支援】について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

●申請受付期間

〔変更前〕【第26回(最終)】令和5年 1月1日(日)～令和5年 3月31日(金)【当日消印有効】

〔変更後〕【第27回(最終)】令和5年 4月1日(土)～令和5年 5月7日(日)【当日消印有効】

※受付回数を1回増とし、最終受付日を令和5年5月7日に延長しました。

※感染症の分類の見直しが行われる5月7日まで延長し、それ以降の対応については改めてお知らせします。

●助成対象期間

〔変更前〕 交付決定日から令和5年 6月30日(金)まで

〔変更後〕 交付決定日から令和5年 9月30日(土)まで

助成金の概要

(1) 助成対象： 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む。）

(2) 助成内容： 新たにテイクアウト、宅配、移動販売を開始する際の初期経費等

- ・主な助成対象経費：①販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）
- ②車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）
- ③器具備品費（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）
- ④その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）

・助成限度額： 100万円

・助成率： 助成対象経費の5分の4以内

・助成対象期間： 交付決定日から令和5年9月30日(土)まで（ただし、着手日から最長3カ月間）

※令和4年11月1日以降で交付決定前に着手した経費も実施の確認ができれば対象とすることができます。

(3) 最終受付期間：【第27回】令和5年4月1日(土)～令和5年5月7日(日)

【当日消印有効】

※現在、【第26回】(令和5年1月1日(日)～令和5年3月31日(金))の申請受付中です。

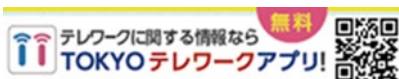
(4) 申請方法：①東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード
 詳細は公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください
 (<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>)



②募集要項をご覧ください、申請書を作成

③申請書及び添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付
 <送付先> 〒101-0029

東京都千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル15階
 公益財団法人東京都中小企業振興公社 業態転換事務局



【問い合わせ先】

(事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課

TEL 03-5320-4791

(助成金の申請に関すること) 公益財団法人東京都中小企業振興公社助成課

TEL 03-6260-7027